

さとうきび機械導入等支援事業実施要領

第1 目的

さとうきびの効率的・安定的な生産体制を確立するためには、品目別経営安定対策に対応した組織育成等が急務となっている。

そこで、共同利用組織、作業受託組織を対象に、基幹作業等に係る機械整備等への支援を行い、全ての生産者が品目別経営安定対策の支援対象者となる基盤を強化し、さとうきびの持続的な生産を推進する。

第2 事業実施主体

3戸以上の農業者で組織する団体及び作業受託組織

第3 事業内容及び採択要件等

事業内容は、

- 1 共同利用組織、作業受託組織の育成に向けた機械整備
- 2 ハーベスタ等の機能向上

とし、対象機械及び採択要件等は、別表1及び2のとおりとする。

第4 事業の実施

- 1 事業実施主体は、事業を実施しようとするときは、事業実施計画書（別記様式）を市町村長に提出するものとする。
- 2 市町村長は、提出された事業実施計画が事業の採択要件を満たし、かつ、その内容が事業目的に合致していると認められる場合は、所管する支庁農林水産部を経由して知事に提出するものとする。
- 3 知事は、市町村長から提出された事業実施計画の内容を審査し、適当と認められる場合は承認を行い、市町村長に通知する。

第5 事業実施計画の変更

事業実施主体は、以下に掲げる事業実施計画の変更を行う場合には、第4の1から3に準じて事業実施計画の変更を行うものとする。

- 1 事業実施主体の変更
- 2 実施箇所（地区）の変更
- 3 事業費又は事業量の30%を超える増減（ただし、入札による事業費の減は除く。）
- 4 事業内容の変更

第6 助成

県は予算の範囲内において、事業実施に要する経費について助成する。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項については、別に定めるものとする。

- 附 則 この実施要領は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度の事業から適用する。
この実施要領は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の事業から適用する。
この実施要領は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の事業から適用する。

別表 1 (第 3 の 1 関係)

対象機械		採択要件	補助率
作業名	機械名		
共 通	乗用管理機 (20PS以下のものに限る)	次の全ての要件を満たすものとする。 1 事業実施主体の基幹作業面積が4.5ha以上の計画であること。 2 受益農家戸数のうち、品目別経営安定対策の前年産実績による対象生産者要件区分A-1、A-2以外の者が半数以上を占めること。 3 受益農家が品目別経営安定対策の対象生産者要件を満たす計画であること。	1 / 3 以内(補助金の上限は800千円)
耕起・整地	耕土改良用機械 (ボトムプラウ, サブソイラ, プラソイラ, ソイルリフタ など)		
植 付	プランタ 調苗機		
株出管理	株出管理機 株揃機 株割機 根切排土機 マルチャ 土壌表面開裂・浅耕反転中耕機		
中耕培土	中耕ロータリ		
防 除	自走式農薬散布機 自走式動力噴霧機 動力散布機 除草・防除機 (アタッチ)		
施肥管理	肥料散布機 堆肥散布機		
収穫(搬出)	リアフォーク		

(注) 原則として、50万円未満の機械を対象とする。

ただし、さとうきび専用機械については、この限りではない。

別表 2 (第 3 の 2 関係)

対象とする機能向上の内容	採択要件	補助率
1 ハーベスタの処理能力を向上させる以下の機能向上 【必須(複数選択可)】 (1) 走行機能の向上 (2) 収穫・調製機能の向上 (3) 選別・収納機能の向上 【選択】 (1) エンジンの分解・清掃 (2) エンジン, 油圧系統の交換等	別表 1 の採択要件を満たすものとし、次の全ての要件を満たすものとする。 1 耐用年数を超えて使用しているもの 2 共同利用しているもの	1 / 3 以内(補助金の上限は2,000千円/1台)
2 既存機械への新機能の追加など以下の機能向上 (1) プランターへのマルチャー機能の付加 (2) 耕土改良機への株揃機能等の付加 (3) その他, 既存機械の改良により, 機能向上が見込めるもの	別表 1 の採択要件を満たすものとする。	

別記様式（第 4 関係）

年度

さとうきび機械導入等支援事業
実施（変更）計画書

事業実施主体名	
市 町 村 名	
地 区 名	

1 地域の実情，課題等

2 事業の目的

3 事業内容

機械名	数量	受 益		単価	事業費	負 担 区 分			備考
		戸数	面積			県費	市費	その他	
	台	戸	ha	円	円	円	円	円	
計									

4 共同利用及び受託作業に係る面積の計画と目標

事業実施年（ 年）					目標（ 年）				
作業名	機械名	面積(ha)			作業名	機械名	面積(ha)		
		構成員	構成員外	合計			構成員	構成員外	合計
合 計					合 計				

（注）共同利用，受託に係る作業について，導入機械に限らず全ての作業を記入する。

5 受益農家一覧

	氏 名	住 所	年 齢	前年産実績による対象生産者要件区分
構成員				
構成員外				
合 計				△／○

(注) ○には全農家戸数を、△にはA-1、A-2以外の農家戸数を記入する。

6 受益者の共同利用・作業委託計画（A-1, A-2は記載不要）

氏 名	収穫面積(a)	作付面積(a)	共同作業又は委託を行う面積(a)※						備 考
			耕起・整地	株出管理	植付	防除	中耕培土	収穫	

※ 面積については、品目別経営安定対策に対応したカウント方法により記入する。

7 添付資料

- (1) 事業同意書及び機械の利用計画
 - (2) 機械の導入台数根拠
 - (3) 見積書及び機械のカタログ
 - (4) 事業実施位置図
 - (5) 受益範囲と導入機械の保管場所との関係が分かる図面
 - (6) 収支計画（補助残の資金調達計画を含む）
 - (7) 組合の規約、機械の管理運営規程（案）
 - (8) 格納庫の使用権を証する書類
 - (9) 受益者の面積に関する資料（作業委託計画・目標年栽培型別面積）
 - (10) その他参考となる資料
- ※ ハーベスタ等の機能向上を行う場合は、以下の資料を追加添付
- (11) ハーベスタ機能向上の概要シート（別添様式1）
 - (12) 既存機械機能向上の概要シート（別添様式2）
 - (13) カatalogの代わりに既存ハーベスタ、既存機械の写真

ハーベスタ機能向上の概要シート

1 機能向上するハーベスタの概要

型式(製造年)	
導入年	
導入形態	

(補助事業で導入した場合、以下を記入)

事業名	
事業主体名	
事業費(円)	
国庫(円)	
県費(円)	
その他(円)	

2 機能向上する箇所

(1) 必須(以下の1～3のいずれかに○をつけ、詳細箇所のアルファベットに○を付ける、複数選択可)

1 走行機能

- a ゴムクローラの交換
- b スプロケットの交換
- c トラックローラの交換
- d その他の交換 ()

2 刈取・調製機能

- a クロップリフターの強化
- b ベースカッターの強化
- c 搬送コンベアの強化
- d チョッピングカッターの強化
- e その他の強化 ()

3 選別・収納機能

- a 吸上げファンの交換
- b 収納部の強化
- c その他の交換・強化 ()

(2) 選択(必要に応じて番号に○を付ける、複数選択可)

A エンジンの分解・清掃

B エンジン、油圧系統の交換等

3 導入後のハーベスタの利用実績

(1) 収穫面積の実績

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	……
収穫面積(ha)											……
うち受託分											……

(2) 現在のアワーメータ・・・

h

既存機械機能向上の概要シート

1 機能向上する既存機械の概要

機 械 の 種 類	
型式(製造年)	
導 入 年	
導 入 形 態	

(補助事業で導入した場合、以下を記入)

事 業 名	
事業主体名	
事業費(円)	
国 庫(円)	
県 費(円)	
その他(円)	

2 機能向上の内容

※具体的に記入する。

3 導入後の機械の利用実績

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
作業面積(ha)							
うち受託分							

さとうきび機械導入等支援事業実施要領の運用

さとうきび機械導入等支援事業実施要領第7による事業実施に必要な事項を下記のとおり定める。

記

- 第1 事業実施地区の選定については、共同利用及び作業受託用機械としての機能が十分に発揮できる範囲とする。
- 第2 補助対象事業は、単年度で完了するものとする。
- 第3 要領第3の1の機械整備については、過去に補助事業で導入した機械の更新は補助対象としない。
- 第4 別表1（要領第3の1関係）の対象機械のうち、乗用管理機を導入する場合は、次の条件を全て満たすものとする。
- 1 乗用管理機的能力は20馬力以下とし、用途に応じて、幅狭ロータリ等のさとうきび専用のアタッチメントを併せて導入すること。
 - 2 事業実施主体は、農業公社等作業受託調整・斡旋機関の指示のもと、作業受託を行うこと。
 - 3 「鹿児島県農業機械導入に関する考え方」（平成31年3月鹿児島県農政部）等に基づき、利用規模に見合った適正な機械導入を行うこと。
- 第5 要領第4の2の事業実施計画書の提出にあたっては、別紙「計画協議用チェックシート」を提出するものとする。
- 第6 事業実施計画の採択にあたっては、別紙「審査基準」により算定したポイントの高いものを優先するが、市町村間バランスも考慮する。
- 第7 指導体制
この事業の実施にあたっては、市町村、農業協同組合、支庁農林水産部等の関係機関・団体が密接な連携のもとに適切な助言・指導を行うものとする。
また、第4で定める乗用管理機を導入する事業実施主体に対して、市町村等は、適宜、受託作業の実施状況や運転日誌等を確認することとし、県は必要に応じて、報告を求めることができる。
- 第8 その他
これらのほか、必要な事務処理等については、国庫交付金事業の取扱いに準ずる。

さとうきび機械導入等支援事業審査基準

【20点満点】

	審査基準	ポイント
1	単年度事業計画への記載	10P：記載あり 5P：一部記載あり
2	面積の規模拡大（面積増減率）	5P：40％以上 4P：30～39％ 3P：20～29％ 2P：10～19％ 1P：10％未満
3	過去5年以内の当該事業の採択状況	5P：採択されていない

※ハーベスタ機能向上については，5Pを加算する